

平岡会計だより

2025.5 Vol. 185

発行元



税理士法人 平岡会計事務所
大阪府中央区天満橋京町1番26号
尼信天満橋ビル7階
TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868
<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

<目次>

- 税務》令和7年度に適用される定額減税……………P 2
特集》不動産登記に関する新たな制度……………P 3
労務》失業保険の給付制限の改正について……………P 4

～その相続税対策大丈夫ですか？～

税務調査で相続税対策が否認される事例が多発しています。過去に配当をしたことがないのに贈与をする前に一度だけ配当を行い、株式評価額を下げた否認をされた事例や、金融機関の勧めにより分譲賃貸マンションを購入し、数年後の株式評価額が下がった段階で子供に贈与した事例などがありました。税務署による金融機関の稟議書の確認により、相続税対策であったことが判明し、国が定める財産評価通達に基づいて計算した評価額の圧縮が否認されています。

今回、否認されたことを不服として裁判で争い、地裁で国側敗訴の判決が下されたものがありました。納税者勝訴とした理由は今回の節税効果が5割弱に留まっており、相続税の負担がゼロとなるような極端なケースではないというのが裁判所の考えのようです。しかし国側は判決を不服として控訴していますので、厳しい対応とも言えます。租税回避事案で国税当局と争い、裁判にまで発展するケースはわずかですが、ほとんどの場合、納税者が辛酸をなめさせられているのが現状です。特に節税額が大きい場合には、慎重な対応が求められます。それは相続税に限らず法人税や所得税でも、同じような傾向が見受けられます。

(梅野広二)



ネモフィラ（舞洲）

～令和 7 年度に適用される定額減税～

定額減税は、所得税ならば令和 6 年分、住民税ならば令和 6 年度分でそれぞれ適用されるものです。ただし、一定の方の場合、令和 7 年度分の住民税で適用されます。この対象者などについて確認いたします。

1. 定額減税とは

令和 5 年の経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じて給付金や定額減税が実施されることとなりました。このうち定額減税とは、所得税や住民税を納付している合計所得金額 1,805 万円以下の方を対象に、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、次の金額を減税することをいいます。

- ・所得税（令和 6 年分） 3 万円
- ・住民税（令和 6 年度分） 1 万円

この場合において、定額減税しきれないと見込まれる方へは調整給付が行われます。具体的には、当初給付として、すでに令和 5 年の課税状況をベースに減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれた額（1 万円単位）が市区町村から給付されています。今後は確定した令和 6 年分の所得税額をベースに、当初給付に不足があると判明した場合は、追加で給付（不足額給付）が行われます。この不足額給付は、当初給付の対象でない方が、実際に定額減税しきれなかった場合なども含まれます。

調整給付は市区町村によって対応が異なる場合があるため、詳細は納税者がお住まいの市区町村へご確認ください。



2. 令和 7 年度分の住民税の定額減税

一定の方については、令和 7 年度分の住民税で定額減税が行われます。

① 対象者

次のいずれにも該当する一定の納税者については、令和 7 年度分の住民税において定額減税の対象となります。

- ・令和 6 年分の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下である
- ・同一生計配偶者を有している
(令和 6 年分の合計所得金額が 48 万円以下である一定の配偶者)

② 定額減税額

次の金額が住民税（所得割額）から控除されます。金額は通知書で確認できます。

- ・住民税（令和 7 年度分） 1 万円

納期については令和 6 年度分のような特例はなく、定額減税を適用した後の年税額を、通常の納期で納めることとなります。

なお、令和 6 年度分の住民税の計算と同様、上記定額減税を適用したことによる、ふるさと納税（寄附金税額控除）の上限額などへの影響はありません。

（作成：安武正己）



～不動産登記に関する新たな制度～

2025年4月21日より、不動産登記に関する新たな制度が始まりました。所有権の保存・移転等の登記申請時に、所有者の「検索用情報」として生年月日やメールアドレス等の情報を申請書に記載することを義務付ける制度です。



Q. どうして申し出が必要なの？

A. 不動産の登記名義人について、2026年4月1日から住所・名前を変更する場合、変更の日から2年以内に登記することが義務化されます。同時にこの義務の負担軽減策として、所有者が変更登記の申請をしなくても登記官が住基ネット情報を検索し、職権で登記を行う仕組みもスタートします。

登記官が所有者の住基ネット情報を検索するには、所有者の「検索用情報」が必要となります。これに備えるために所有者の検索用情報を申し出る制度が始まりました。

Q. いつ、何を申し出るの？

A. 登記申請時に所定の情報を申請書に記載して、申出を行います。

○検索用情報の申出が必要な登記申請

以下の登記申請時に申出が必要です。

- ・所有権の保存の登記
- ・所有権の移転の登記
- ・合体による登記（不動産登記法第49条第1項後段の規定によるもの）
- ・所有権の更正の登記（その登記によって所有権の名義登記人となる者があるとき）

※法人や海外居住者、代位者等が登記申請を行う場合、申出はできません。

○申出が必要となる検索用情報

以下の情報の申出が必要となります。

- ・氏名、ふりがな（外国籍の方はローマ字表記）
- ・住所、生年月日、メールアドレス（所有者本人が利用するもの）

Q. 登記簿に記載され、公開されるの？

A. 登記簿に記載されて、他人に公開される心配はありません。生年月日は登記官が住基ネットの照会に使用、メールアドレスは登記官が登記名義人に確認メールを送る際の宛先となります。

この申出を済ませておくと、2026年4月に住所等変更登記が義務化された後も、義務違反に問われることがなくなります。すでに登記され2026年4月までに住所等変更の予定がない場合や、他の人が申請したために申出ができなかった場合も管轄の登記所やWEBブラウザ上でも申出の手続きができます。

（かんたん登記申請 <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/mtouki/>）



失業保険の給付制限の改定について



雇用保険の被保険者が自己都合によって退職した場合、基本手当（失業保険）受給資格決定日から7日間の待期期間終了後1～3ヵ月間は基本手当が支給されません。これを給付制限と呼びます。令和7年4月以降は、給付制限が短縮されるだけでなく、リ・スキリングのために教育訓練等を受ける場合には、給付制限が解除され、7日間の待期期間を過ぎると、基本手当を受給できるようになりました。

【改正1】給付制限の短縮

通達の改正により、原則の給付制限期間が2ヵ月から1ヵ月へ短縮されます。（退職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1ヵ月、令和7年3月31日以前である場合は原則2ヵ月）ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限が3ヵ月となります。

【改正2】教育訓練等を受ける場合の給付制限の解除

給付制限が解除される受給者は、以下のいずれかの教育訓練等を離職日前1年以内に受けた人（途中退校は該当しない）または離職日以後に受けている人です。

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局が定める訓練

※なお、対象となる教育訓練等は令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限りません。

＜教育訓練等を受けていない場合＞



＜離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合＞



＜離職日以後に教育訓練を受ける場合＞



（出典：厚生労働省リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/001441564.pdf>）



（作成：福田恭子）

－編集後記－

今月号よりこのページが少しリニューアルしました。5月といえば新茶（一番茶）の季節です。栽培地域や種類で時期の違いはありますが、基本的に新茶は4月下旬～5月下旬ごろにかけて収穫されることが多く、最盛期は八十八夜とよばれる立春から88日目あたりでいたい5月1週目です。新茶はカフェインが少なくリラックス効果や抗酸化作用もあるのでオフィスでのリフレッシュタイムやお家でのリラックスタイムのお供にぴったりですね。お気に入りの種類や合うお菓子を見つけてみたり、いつもよりも少し手間をかけてお茶を淹れるのも楽しそうです。平岡会だよりもお茶のお供にさせていただけると嬉しいです。（土谷）